

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年10月7日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R〇年最高裁判決後の、〇〇〇土地改良区が住民に協力金及び賦課支配を要求し強要した件で、〇〇署に事情聴取をした件で、県が同改良区及び住民等に確認した伺い及び関係書類全部 農山漁村振興課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月21日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年10月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年11月25日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

本来あるべき書類（最高裁判所の〇〇〇土地改良区との賦課金支配要求）に対して被害届とか苦情等を伝えた中で、書類がないとしているが、本来あるべき書類（伺い及び苦情）相談書類を出せと要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書は、〇〇〇土地改良区が住民に協力金等を依頼したことに関して徳島〇〇警察署（〇〇署）が事情聴取をしたとする件で、県が同土地改良区及び住民等に確認した書類のうち、農山漁村振興課が保有するもの（以下「本件公文書」という。）であると推測した。

〇〇〇土地改良区の指導を行う業務は、東部農林水産局（徳島）が行っており、農山漁村振興課では、本件請求に係る業務を行っていないため、当該公文書を作成又は保有しておらず、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年 1月29日	諮問
令和7年 4月22日 第2部会（第22回）	審議
同 年 5月29日 第2部会（第23回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は本件請求に係る公文書を本件公文書と特定して本件処分を行っている。審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張している。

これに対して、実施機関は、本件公文書を保有していないと主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

普通公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に、又はその管理に属する行政庁に委任することができることとされている（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条）。

徳島県では、知事の権限に属する事務の委任に関し、徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）を定めており、土地改良区に対する指導監督の事務の処理については、同規則第7条の2及び別表第2の2徳島県東部農林水産局長の項第4号の規定により知事から徳島県東部農林水産局長に委任されている。

そうすると、徳島市の区域に主たる事務所を置く土地改良区に対する指導監督の事務の処理は、徳島県東部農林水産局が行うこととなるから、特に必要があるとき（徳島県事務委任規則第3条）でなければ、当該事務を知事が自ら行う、すなわち農山漁村振興課において行うことはない。

本件においては、特に必要があるとの事情も認められないので、本件土地改良区に対する指導監督の事務の処理は農山漁村振興課においては行われておらず、当該事務に関する書類を同課において作成し、又は取得することはないから、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	